

コミュニティメディア 国際ラウンドテーブル2009

2009年6月9日(火) 19:00 ~ 21:15

世界人権宣言 19 条 コミュニケーションの権利

"Everyone has the right to freedom of opinion and expression
this right includes freedom to hold opinions without interference and to seek, receive, and
impart information and ideas through any media and regardless of frontiers."

すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。

この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びに
あらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわらず、
情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む

プログラム (逐次通訳あり)

コーディネーター：日比野 純一 (AMARC 日本協議会代表)

問題提起 (日本のメディア法制をとりまく現状) 白石草 (OurPlanet-TV)

基調報告：スティーブ・バクリー (AMARC 理事長)

報 告：マヴィック・カブレラ (国際女性トリビューンセンター事業マネージャー)

萱野 志朗 (FMピパウシ編成局長)

朴 明子 (FMわいわいパーソナリティ)

甲斐 賢治 (NPO 法人記録と表現とメディアのための組織 remo 代表)

金山 智子 (駒沢大学 GMS 学部准教授)

映像報告：麓 憲吾 (あまみエフエム ディ！ウェイヴ代表) 他

通訳：松浦哲郎 (AMARC アジア太平洋理事)・松下由美 (フリーコーディネーター)

共催：AMARC・世界コミュニティラジオ放送連盟日本協議会

コムライツ (コミュニケーションの権利を考えるメディアネットワーク)

TOKYO メディフェス 2009 実行委員会

後援：龍谷大学非営利放送研究会・松浦研究室 / 関西学院大学・山中速人メディア情報研究室

主な報告者のプロフィール



スティーブ・バクリー (AMARC・世界コミュニティラジオ連盟理事長)

1983年英国コミュニティメディア協会を設立。1991年から2004年まで代表。現在はAMARC理事長、表現の自由国際委員会委員、コミュニティメディアソリューション専務理事。コミュニティラジオにとどまらずコミュニティメディアを社会に位置づけていく運動を、イギリス、欧州、世界で展開している。



マヴィック・カブレラ (国際女性トリビューンセンター・プログラムマネジャー)

フィリピン女性リーダーとして世界の女性運動の情報収集と活動支援を行うニューヨークに本部をおくNGO国際女性トリビューンセンター (International Women's Tribune Center) のプログラムマネジャー。コミュニティラジオをはじめコミュニティメディアの発展に尽力し、AMARC女性代表理事も務める。



萱野 志朗 (FMピパウシ編成局長)

北海道平取町「二風谷」で2001年に開局したアイヌ語を交えたミニFM放送局「FMピパウシ」の編成局長。萱野茂二風谷アイヌ資料館館長、世界先住民族ネットワーク・AINU代表。世界先住民族サミット2008の実行委員会最高責任者。



朴 明子 (FMわいわいパーソナリティ、舞台人)

看護師として病院勤務を経て、「道化座」などの劇団に所属。表現活動を続ける傍ら、在日コリアンの声を新聞に投稿し続ける。現在はフリーの舞台人として一人芝居を演じ、2002年からFMわいわいのパーソナリティを務めている。著書に「わたしはいつもまわり道」(風媒社)がある。



甲斐 賢治 (NPO 法人記録と表現とメディアのための組代表理事)

NPO 法人記録と表現とメディアのための組織(remo)代表理事、NPO 法人 recip / 地域文化に関する情報とプロジェクト理事。remo では映像/コンピューター / インターネットを介した個人を発信とする表現活動での活性を求め、様々なプロジェクトを行う。



金山智子 (駒澤大学グローバルメディアスタディーズ准教授)

オハイオ大学大学院コミュニケーション研究科テレコミュニケーション専攻博士課程修了)。専門は市民とメディア、コミュニティ・メディアなど。主な著書は『やさしいマスコミ入門 発信する市民への手引き』(勁草書房)、『NPO のメディア戦略 悩みながら前進する米国NPO からのレッスン』(学文社)、『コミュニティ・メディア～コミュニティFMが地域をつなぐ』(慶應義塾大学出版会)

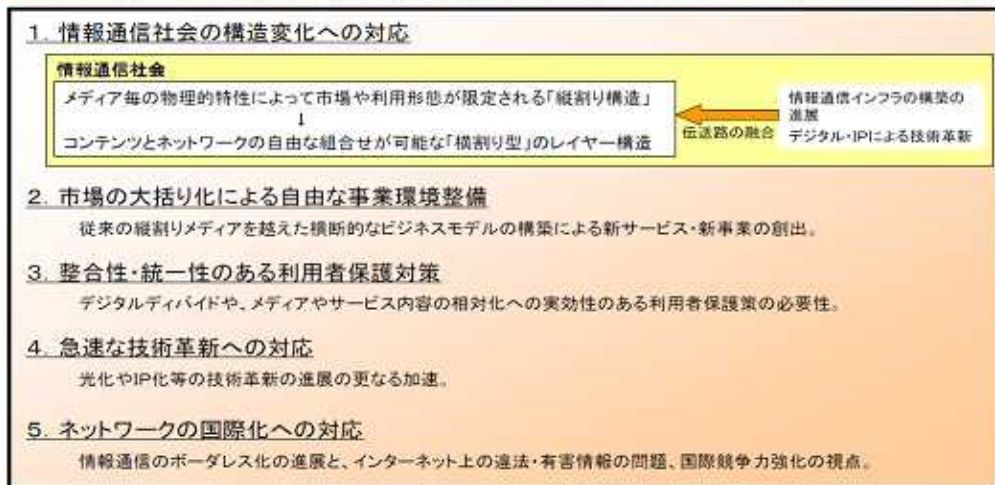
賛同団体:あおもりラジオくらぶ / アジア女性自立プロジェクト / あまみエフエム・ディ! ウェイヴ / OurPlanet-TV / 映像発信てれね / FMピパウシ / FMわいわい / NPO 法人ウイズアス / NPO 法人コミュニティネットワーク CAST / NPO 法人 NPO 研修・情報センターNPO 法人 / NPO 法人記録と表現とメディアのための組織(remo) / NPO 法人市民活動センター神戸 / NPO 法人市民コンピュータコミュニケーション研究 / NPO 法人たかとりコミュニティセンター / NPO 法人多言語センターFACIL / NGO ベトナム in KOBE / 小笠原秀樹 (NPO 推進青森会議) / 関西ブラジル人コミュニティ / 共働作業所くららベーカリー / 市民メディアセンターMediR / slowtimes.net / デモクラシーナウ! ジャパン / 難民ナウ! / 波多野 厚緑 (FMアップルウェブ取締役) ビデオアクト (有志) / ひょうご市民活動協議会 (HYOGON) / Hyogo Latin Community / ひょうごんテック / News for the People in Japan / メディア・チャンポン (有志) / ゆにばーさるあくせすな会 / ワールドキッズコミュニティ / (五十音順)

今、なぜコミュニティメディアなのか！？

メディアの世界でも大幅規制緩和！？

世界中でグローバル化が進み、さまざまな分野で規制緩和が進んできました。金融はもちろん、住宅や労働、農業、郵便……。それはメディアも例外ではありません。国際競争が激化する中で、今、日本政府（総務省）は、メディアの分野もまた、大幅な法律の見直しをして、規制緩和を進めようとしています。

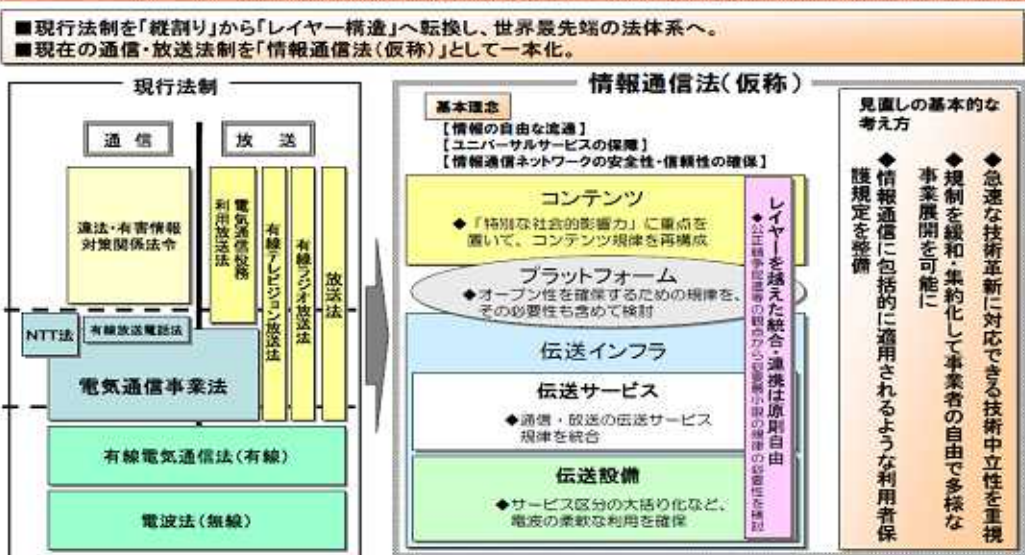
1 通信・放送法制の見直しの必要性



通信・放送法制の抜本的な見直しが必要

当時は、(1)放送・通信を所管する機関を総務省から、独立行政委員会に移管する。(2)従来、送信・送出・制作が垂直統合している「放送免許」を、「伝送」、「コンテンツ」、「プラットフォーム」の3つのレイヤーに分ける。(3)コンテンツを特別メディアサービス・メディアサービス・オープンメディアサービスと3つに分類し、社会的な影響力をもとに、管理のレベル決める。その際、ブログなど公衆通信も監督の対象とする……といった方針が出されました。

2 通信・放送法制の抜本的再編



市民のためのメディア法をつくろう！

市民が置き去りのまま、メディアにかかわる大きな法律の改定作業が進んでいく。そんな状況に危機感を感じた有志が去年 8 月、コムライツを形成。総務省や審議会委員にロビーイングを行ってきました。

その成果もあってか、去年 11 月には総務省が OurPlanet-TV に対しヒヤリングを実施。12 月の「検討アジェンダ」案に参考資料は添付されました。しかし、以降メディアの市民参画やコミュニティメディアの議論した形跡はまったくありません。とはいえ、5 月の会議で、ある審議委員が、コミュニティメディアの定義を検討すべきではないかと発言。これを受けて、今回の企画を実施する運びとなりました。

欧米では、すでに多様な市民による非営利のコミュニティメディアが法的地位が与えられています。しかも、欧州議会は昨年、コミュニティメディアを、公共メディア・商業メディアと同列に位置づけるべきだとして「コミュニティメディアに関する決議」を採択しました。カナダやオーストラリア、韓国などでも少数者のアクセスを保障する制度が存在します。メディアのデジタル化や法改正を進む中で、日本でもコミュニティメディアの存在が社会的に認知されるようになるのか。私たちの声が大切になっています。

コミュニティメディアは実現可能か

テレビ、ラジオ、IPTV などにおけるパブリックアクセス導入イメージ

- (1) 地上波のデジタル化によって生じる空帯域（ホワイトスペース）などを活用して市民が制作する番組を放送するチャンネルを設置
- (2) 公共放送の中に一定程度市民が制作する番組を放送する枠を設置
- (3) ケーブルテレビ・衛星放送に市民が制作する番組を放送するチャンネルを設置

パブリックアクセスにかかる諸費用（番組制作活動費用）の拠出イメージ

- (1) 民間放送の広告収入から拠出・・・韓国型
- (2) 公共放送の受信料収入から拠出・・・ドイツ型
- (3) ケーブルテレビ・衛星放送など有料放送の売上から拠出・・・オランダ、カナダ型
- (4) 民間の寄付、自治体の拠出などのほか、さまざまな収入形態・・・アメリカ型

どんな努力がなされるべきか

- (1) コミュニティラジオ局、パブリックチャンネル運営局、ネット放送局などの媒体を問わず伝送路の確保に対する援助。
- (2) 個人や NPO/NGO など非営利の表現活動やコミュニティメディアの育成を目的としたコンテンツ制作支援組織への援助。メディアリテラシートレーニングへの援助。
- (3) 発信媒体を限定せず、多様な媒体発信主体に対し、インターネット、ラジオ、ケーブルなど媒体の種類を問わず、意義あるコンテンツの制作に対する評価によって公益性を判断するとともに、そのような発信をする NGO/NPO への必要な援助を行う。

取りまとめ方針(案)の方向性

去る6月1日に示された「放送と通信に関する総合的な法体系の検討委員会」取りまとめ方針(案)

(1) 放送・通信に関わる法律を一本化し、「コンテンツ」「伝送サービス」「伝送設備」の3つに レイヤー化する

- * コンテンツに関しては、現行の「放送法」を核とする
- * 伝送サービスに関しては、現行の「電気通信事業法」を核とする
- * 伝送整備に関しては、一つの無線局を通信・放送双方の目的に利用可能とする

(2) 迅速かつ柔軟な事業展開の促進・経営の選択肢の拡大

電波利用の柔軟化

(一つの無線局を通信・放送双方の目的に利用可能&ホワイトスペースの制度整備)

放送の経営の選択肢の拡大(レイヤーすべての経営 OR レイヤーごとの経営)

表現の自由享有基準(メディア集中排除の原則の緩和・弾力化)

(3) 利用者・受信の利益の保護

放送・有線放送の安全・信頼性の確保(放送事故の報告など電波管理の厳格化)

番組規律(調和原則)に関する厳格化 ショッピングチャンネル

有料放送について、利用者への説明義務、苦情処理義務などを整備

情報通信法の歴史と見通し

2006年	小泉内閣の総務大臣・竹中恵において「放送と通信の融合」議論を開始
2007年	<u>「通信と放送に関する総合的な法体系」を検討する研究会設置</u>
2007年6月	政府与党間で「通信と放送に関する総合的な法体系」を2010年までに成立と合意
2007年12月	研究会の最終報告書提出
2008年	<u>「通信と放送に関する総合的な法体系」を検討する審議会内に検討会に諮問</u>
2008年6月	中間とりまとめを行い、パブリックコメントを募集
2008年8月	コムライツ(コミュニケーションの権利を考えるメディアネットワーク)誕生
2008年9月	パブリックアクセスに関する政党アンケート実施
2008年9月	EU議会でコミュニティメディアの決議採択
2008年10月	総務省国際戦略課担当者3人がOurPlanet-TVを訪問・ヒヤリング
2008年12月	<u>審議会の「検討アジェンダ」が決定</u>
2009年5月	検討委員会で菅谷実委員(慶応大学)がコミュニティメディアを定義すべきと発言
2008年6月	取りまとめの方向性(案)提出 パブリックコメント募集?
2009年12月	審議会の答申
2010年	通常国会に法案提出(?)

参考資料(1) 各国の制度・・・

米国

(1) 法制度

通信法：CATVに占有権（フラチャイズ権）を与えるのと引きかけに、地域のためにアクセスチャンネルの設置を義務化（1972年制定）

規定

- * Pパブリックアクセスチャンネル（地域の市民が自由に発言・発表できる）
- * Gガバメントアクセスチャンネル：自治体中心のチャンネル
- * E：エデュケーショナルアクセスチャンネル：教育機関が中心のチャンネル

(2) 制度の背景

PACは市民誰もが自由に発言、発表できる場、電子メディアに接触できる場と位置づけられている。民主主義が守られる大前提、憲法修正第1条に保証された権利である言論の自由、多様性を確保するためには、電気通信メディアへのすべての市民のアクセスが不可欠である。デジタル時代にあっても誰もが電子メディアを自由に使えなければならない。

（『アメリカの市民とメディア～パブリックアクセスの現状』平塚千尋（1998年「アメリカの市民とメディア」調査団））

(3) チャンネル状況

アクセスチャンネル：全米15000チャンネル

コミュニティチャンネルを持っている自治体・・・15%

運営主体：CATV35%、NPO26%、自治体20%、教育団体12%、図書館9%

（コミュニティメディア連合（Alliance for Community Media）1992年データ）

(4) 動向と現状

新通信法（1996年） 規制を緩和し競争を促進

メディア産業の競争、利潤追求が激化。CATV・PAC関係者は市民のアクセス権に危機感。

『ケーブルTV通信委員会』（広域行政機関）を組織

電気通信アクセス法などを広げようと推進する団体なども。

留意事項

番組編成上の問題は、猥褻や誹謗中傷などよりコマーシャルのほうが目立つ

子どもの番組づくり、メディア教育に力を入れているセンターも多い（ワシントンなど）

貧困地域や犯罪多発地域などでの自主的な地域番組、参加番組は教育的効果が高い

施設や機材レベルはPACによってまちまち

大学などの中にも放送局がある

カナダ

(1) 法制度

放送法：第3条『宣言』で二重言語と多文化主義の「大原則」を明記（1991年）

「カナダの放送は、(中略) 公共(Public)・民間(Private)・コミュニティ(Community)の各部門からなり、公的な財産である無線周波数を使用し、番組編成を通じて、アイデンティティおよび文化的主権を維持・促進する上で必須の公共サービスを提供するものである」と規定

コミュニティ・メディア規制(2002年)・・・CRTC制定

- * 放送の60%以上は地域で制作された番組であること
- * ケーブル事業者は市民アクセスを推進し、番組研修が受けられるように努力すること
- * コミュニティちゃんねるでは30～50%のアクセス番組を放送する
- * ケーブル事業者がコミュニティチャンネルを運営しない地域では、NPOの地域組織がコミュニティ番組編成事業の放送免許を申請できる

(2) 制度の背景

英語・仏語の文化的二元性の社会として成立。更にアボリジニ、先住民とフランス系移民の混血メティス、アジア系移民の増加があり、他民族・多文化の流れがすすんだ。同時に、国境が接しているアメリカからの文化的統合を拒否。対外的には文化主権と内部の多文化主義を打ち出し、1982年「権利と自由のカナダ憲章」の採択・憲法化、1988年『多文化主義法』制定。コミュニケーションの分野にも適用され、1991年、放送法が改正された。

(3) チャンネル状況

コミュニティ放送事業者：地上波：10(極北部イヌイト向け)・ケーブル：245
チャンネル数：851チャンネル

その他、留意事項

カナダのコミュニティメディアは、会社組織(広告収入・有限会社・株式会社)・協同組合、非営利法人など組織形態は様々

多言語放送・少数者向け放送などが多数運営されている。

日本語で放送する日系のテレビ局もあり、日本人留学生や住民などが地域放送に参加している(環太平洋文化交流協会では100人のボランティアが参加)

ケーブルTVの加入料から一定額が安定的に入るため、経営は比較的安定している

(4) 公共放送

CBC CPAC(国会テレビ・全国放送) APTV(アボリジニ先住民向けテレビ)
VisionTV(宗教サービス・全国放送) 教育放送(州によって)

ドイツ

(1) 法制度

放送法：ドイツの放送事業は州の所管（州ごとに独立行政法人メディア庁）
州ごとに公共放送、商業放送、市民放送を規定

(2) 制度の背景

ナチスドイツ時代のプロパガンダ政策の反省にたち、ドイツは戦後、メディアの一極集中を避けるため、放送事業は州ごとの所管としている。1984年に、各州で商業放送の認可を法制化するにあたり、抱き合わせでオープンチャンネル（市民放送）が開始。市民の放送を通じて言論の自由を保証することを目的に制度化された。

(3) チャンネル状況

全国16州中12州で大小77箇所のオープンチャンネルが設置（2001年現在）
加入世帯は160万～50世帯まで様々
ケーブルテレビ視聴者1800万人のうち33%の600万人が視聴可能
受信料の2%（全国で3500万マルク=約21億円）がオープンチャンネルに支出

(4) PACの運営（事例）

ルートヴィヒスハーフェンのオープンチャンネル

組織概要

設立：1984年 形態：登録協会（アソシエーション）
年間予算：不明 財源：受信料
スタッフ：メディア庁職員兼任2人・他ボランティア

事業

放送：火・水・金・土：17時～21時 木：13時～16時 日：15時～20時

番組数：年間1000本程度

市民メディア研修センター

- *メディアの権限・役割・放送法・放送の公共性（1～2日コース）
- *非商業ラジオの運営・組織化 / *ジャーナリストとしての基礎知識
- *カメラ・編集・構成・音響効果・証明・インタビュー法
- *幼稚園の先生・若い女性を対象に、子どもと一緒に番組を作るためのWS
- *受講料は原則無料・年間予算40万マルク（約2400万円）

(5) 公共放送

公共放送局は16州で10放送局あり、これが連合してARDを組織
全国放送1チャンネル、ローカル放送8地域に1チャンネル放送
全州を所管するZDFがあり、全国放送1チャンネルを放送

韓国

(1) 法制度

新・放送法：2000年に施行された放送法により、放送局に市民が制作した番組を放送する義務が課された。韓国放送公社(KBS)は「視聴者が直接制作した番組を編成しなければならない」(放送法69条)とされ、有線放送と衛星放送も、「視聴者が自ら制作した番組の放送を要請した場合には、特別な理由がない限り、これを放送しなければならない」(70条)と定められた。

(2) 制度の背景

長い間、軍事独裁政権が続いた韓国では、87年の民主化を契機に言論の自由を重視する傾向が広まった。政権寄りの報道を続けたKBSに対する受信料不払い運動などと連動する形でメディア運動が高まり、言論の自由・多様性の確保などの観点から欧米で既に先行していたパブリックアクセスを実施する必要性が認識された。

(3) チャンネル状況

地上波：KBS(公共放送)土曜日の午後30分市民放送枠「開かれたチャンネル」

衛星放送：RTV ケーブルテレビ局

韓国のメディアセンターMAP

(4) 運営

放送の改正に伴い国内にメディアセンターを整備

現在、ソウル・プサンほか17箇所に整備

セミプロ向け、一般向け、

マイノリティ向けの各ワークショップを実施



参考文献

松浦さと子・小山総帥人編『非営利放送とは何か 市民が創るメディア』ミネルヴァ書房 2008年

津田正夫・魚住慎司『メディア・ルネッサンス～市民社会とメディア再生』風媒社 2008年

佐藤博昭『戦うビデオカメラ～ビデオアクティビズムから映像教育まで』フィルムアート社 2008年 津田正夫・平塚千尋編『新版パブリックアクセスを学ぶ人のために』世界思想社 2006年

津田正夫・平塚千尋編『パブリックアクセスを学ぶ人のために』世界思想社 2002年

津田正夫・平塚千尋編『パブリックアクセス～市民が作るメディア』リベルタ出版 1998年

堀場政男『アクセス権～マスメディアと言論の自由』岩波新書 1978年

調査報告『カナダの市民とメディア～多言語・多文化と共に』2004年

調査報告『ヨーロッパの市民とメディア～オランダ・イギリス・フランス・ドイツの事例から』2002年

調査報告『アメリカの市民とメディア～パブリックアクセスチャンネルの現況』1998年

参考資料(2) EU 議会の決議・・・

欧州議会(European Parliament)は9月25日、ブリュッセルで開催された文化教育委員会で、文化的な多様性を促進するために、EU(ヨーロッパ連合)が、コミュニティ・メディアやオルタナティブ・メディアに対して積極的な支援策を講じることを求める決議を採択した。

決議の主な内容

* コミュニティ・メディアは、難民、移民、ロマやその他の民族的及び宗教的少数者など、排除により脅かされるコミュニティに関してマスメディアが植え付ける誤った考えを正し、ネガティブなステレオタイプの解消に努めるなど、異文化間対話を促進する。同時に社会的弱者にとって重要な議論に弱者自身が関わり、積極的な参加者となることを可能にするための有益な手段の一つである。

* コミュニティ・メディアは、他団体、大学、コミュニティのメンバーにトレーニングの機会を提供する上で非常に重要な役割を果たし、職業経験へとつながる貴重なハブとして機能し得る。また、コミュニティ・メディアの活動への参加を通じて、人々はデジタル、ウェブ、編集のトレーニングを受け、有益で応用の効く技術を身につけることができる。

* 芸術家や創造性豊かな起業家に、新たなアイデアや概念を試すことのできる開かれた場を提供することにより、コミュニティ・メディアは地域の創造性を促す触媒として機能する。

* 市民が直接コンテンツの制作と配信に関わる機会を提供することで、市民のメディア・リテラシーの向上にコミュニティ・メディアは貢献する。

* コミュニティ・メディアは、コミュニティの中心に横たわる課題について、異なる視点を加えることにより、メディアの多様性を強化することに役立つ。

* 公的メディアや商業メディアが撤退した地域、もともと存在しない地域、さらに商業メディアが地域コンテンツを減らす傾向にあることを考えると、コミュニティ・メディアが、地域のニュースや情報の唯一の提供元、コミュニティの唯一の声、となる可能性がある。

* コミュニティ・メディア・セクターがその可能性を最大限発揮するためには、質の高いコミュニティ・メディアの存在が必要不可欠である。また、そのような高い質を確保するには、適切な財源が必要である。なお、コミュニティ・メディアの財源は各々の団体により異なるが、概ね不足気味である。資金の追加とデジタル技術への適応により、コミュニティ・メディア・セクターは、その革新的特性を拡大し、既存のアナログ・サービスに付加価値を与える新しく活気あるサービスを提供することができる。

* 欧州委員会ならびに加盟国へ要請する。この決議を考慮する際に、コミュニティ・メディアを次のように定義すること。

- a) 非営利であり、国家権力のみならず地方権力からも独立している。第一に、公益的で市民社会の利益となる活動に従事している。明確に定められた目標（とする活動）のために奉仕する。またその目標（とする活動）は常に社会的価値を内包し異文化間対話に貢献する。
- b) 貢献しようとするコミュニティに責任を持って関わる。つまり、自らの行動や決定を、必ずコミュニティに知らせ、その妥当性を示す。仮に過ちを犯した場合にはペナルティを受ける。これらにより、サービスはコミュニティの利益にのっとって提供され続け、いわゆるトップダウン式の関係性が生まれることは防がれる。
- c) コミュニティのメンバーが自由に制作に参加できる、開かれた場である。メンバーは運営や管理のあらゆる場に参加することができる。しかしコンテンツの編集責任者は、専門的な知識や経験を有していなければならない。

* 加盟国に助言する。従来のメディアが不利益を被らないよう配慮しつつ、コミュニティメディアを、商業メディア、公共メディアと並ぶ一つの明確な集団として法的に認知するべきである。

* 欧州委員会に要請する。メディアの多様性をはかる指標を定める際には、コミュニティ・メディアを考慮に入れること。メディアの多様性を促進するための、オルタナティブかつボトム・アップ方式の策である。

* 加盟国に要請する。テレビとラジオの周波数帯を、アナログ、デジタル双方で利用可能にすること。その際心に留めておくべきは、コミュニティ・メディアは、機会費用や周波数割当にかかる費用の妥当性によって評価されるのではなく社会的価値によって評価されるということである。

* 財政的支援は、まずは国家や地方レベル、あるいはその他の財源から来るべきである。

* コミュニティ・メディアに強く求める。セクターに有益な情報や関連情報を発信できる、インターネット上の欧州共通プラットフォームを構築すること。また、ネットワーキングと成功例の共有を進めること。

* 欧州議会議長に指示する。この決議を、EU 理事会、欧州委員会、欧州経済社会評議会、地域委員会、そして加盟諸国の政府と議会に送付すること。

EU議会の決議・コミュニティメディアの定義(仮訳)全文が必要な方は,staff@ourplanet-tv.org まで

おまけ・・・コミュニケーションの権利に関して、何が出来るか！？

1、コムライツに参加する

電波や通信などを自分たちの手に取り返し、コミュニケーションの権利を獲得していきたいと考えている人なら誰でも参加できます。MLがありますのでご参加ください。審議会の最新情報をはじめ、知的所有権、やインターネット・放送に関わるあらゆるメディアの情報が飛び交っています。

申込・問合せメールアドレス:comrights@gmail.com WEBサイト:<http://comrights.org/>

2、勉強会を開く

テレビやラジオ・インターネットは身近な道具ですが、放送と通信の法律論になると難しい用語が沢山。その難しさによって、つい関心が薄れてしまいます。せっかく関心を持ったら一度、自分たちで勉強会やワークショップを開いてみましょう。何人かの仲間が集まるようであれば、コムライツからメディアに詳しいメンバーが出前講座を開いてくれるかもしれない！

3、審議会を傍聴する

放送と通信に関する法体系について検討している委員会は、事前に申し込みを行えば、誰でも傍聴可能です。また、時間がない方、遠方の方はインターネット配信するよう総務省にリクエストしましょう。

総務省のサイト(過去の議事録・資料)

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/policyreports/joho_tsusin/houtai.html

総務省 情報通信国際戦略局 情報通信政策課 法体系担当

TEL : 03 - 5253 - 5737 FAX : 03 - 5253 - 6063 Eメール : houseikikaku@soumu.go.jp

4、実際にコミュニティメディアをつくる

自分たちがチャンネルを持ったらどんな放送を実点したいかを考えて、インターネットやミニFMを利用して番組を制作配信してみよう！

5、コミュニティメディアを支援する

既存のマスメディアに満足しておらず、なおかつ、自分が発信をしない場合は、共感できるコミュニティメディアや独立系のメディアを支援しよう。小さな支援が社会を変えていきます。

6、お祭りに参加する

9月に東京でTOKYOメディアフェスというメディアのお祭りが開催されます。ここにすれば、メディアのあらゆることを体感し、勉強できます！(9月20日～22日) medifes@